

出生届の「嫡出でない子」の記載強要をはねのけた！

—法務省の通知を印刷して持って行って良かった—

匿名希望

続柄欄に傍線を引き、その他欄に、子は母の氏を称すると記載し、出生届を出してきました。提出したときは、何も言われなかったのですが、杞憂で終わったのかなと思いましたが、母子手帳に出生届提出済みの記載をして担当者が戻ってきて、最後に、「続柄欄について、嫡出でない子を傍線されているので、その下に嫡出でない子と記載してください」と言われました。

私は、嫡出でない子の記載を拒否したいので、傍線を引いてその他欄に補記している、法務省からも通知が出ていると答えました。そして、会のHPから印刷した法務省の通知を差し出しました。

担当者は、確認すると言って裏に戻り、上司と相談している模様でした。しばらく待たされ、担当者が窓口に戻ってきて、「あなたの言う通りで、通知を失念していました。なので、このまま、受理します」と言われました。

通知を持って行って良かったと思いました。

通知が出て10年経っているにもかかわらず、周知徹底はされていないようで、残念です。

出生届は、電話相談のおかげで、負担が軽くなり、助かりました。

(そもそも続柄欄がなくなるのがベストですが)

ありがとうございました。